

日本国憲法について考える

- 年に1回は憲法を声に出して読もう -

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

- (1) 開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」を聞いていただきありがとうございます。今日は憲法記念日ですので、憲法について話をさせていただきます。
- (2) 私は、慶応大学法学部在学中に憲法の勉強をしていました。その後8年間、同大学の司法研究室に通い、法律と憲法の勉強をしてきました。そこで、憲法をどのように勉強したらよいかについて、私の考えをお話させていただきます。

2. 憲法の勉強のしかた

- (1) 日本国憲法が制定されて60年余り経ちます。まだ一度も憲法を読んだことのない方は、ぜひ毎年1回日本国憲法を声に出して読んでみることをお勧めします。全部で100条余りの短い文章ですので、1時間あれば読めるかと思えます。
- (2) 憲法という法律は、日本という国の形を決める上で一番大切な法律で、すべての法律の頂点に立つものです。日本で行われる全てのことについては、日本国憲法が物事を決める基準となります。
- (3) 日本国憲法の最初には前文があり、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」という文章から始まります。一個ずつ、声に出してゆっくり読んでいくと、「国会とは何か」「今の選挙が正当に行われているかどうか」「代表者というのは、何の代表者なのか」などと疑問を持ち、少しずつ考えるきっかけになると思います。また、何か一つの出来事があった時に日本国憲法と照らし合わせてみて、どうなのだろうと考えてみることも、非常に興味深いと思います。
- (4) そのようなことはないと思いますが、もし犯罪で逮捕されたり、裁判を受けたりする時には、31条以降に書かれている逮捕に関する条項、裁判・起訴に対する条項、刑罰に対する条項を読んでおくといいです。31条には「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは

自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」という、法定の手續の保障があります。また、32条には「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」とあります。もしこの条文がなければ、裁判を受けずにいろいろ刑罰を科せられることになってしまいます。33条の逮捕の要件では、犯罪による逮捕には必ず令状を必要とすると定め、身体的自由を保障しています。

(5)これから国をどうするかという時には、国会でいろいろなことを決めている場合が多いです。果たして、憲法の規定通り決まっているかどうかを考えると、国会の運営がいいか悪いかがよく分かります。(憲法第4章、国会第41条から64条)

(6)内閣の規定が65条から始まり、65条に「行政権は、内閣に属する。」とあります。これはどういうことなのでしょう。今、内閣総理大臣は福田首相です。行政権は内閣に属するのに官僚に仕切られていていいのかどうかを考えることも、非常におもしろいことです。

(7)その他、司法、財政、地方自治などの条文がありますので、憲法を読みながら今の政治について考えることも、一つの大事な勉強かと思えます。

3. おわりに

今日は憲法記念日ですので、憲法の勉強のしかたについてお話しました。今日の新聞には、憲法に関する社説や特集が組まれています。また、いろいろな所で会合が開かれていると思います。ぜひ皆さんも憲法についてお考えになり、憲法記念日には全文を声に出して読み、日本の国の在り方を考えると素晴らしいと思います。

以上